

FAQ（資格事業者向け）

項	質問	回答	備考
A：申請に関する内容			
A1	申請受付期間を教えてください。	申請は随時受け付けております。	
A2	申請のフローを教えてください。	「申請書提出→環境省にて審査→認定→資格試験等実施→報告書提出」というフローになります。	
A3	申請書提出後、環境省での審査の過程で試験内容等に不備が見つかった場合、申請者にフィードバックは行われるのでしょうか？	審査の過程で試験内容等に不備がある場合には、原則として申請者にフィードバックを行い、修正対応の方針やスケジュール等について協議させて頂く予定です。ご対応頂いた場合には、継続して審査を行います。 ※修正対応に伴う手戻りコストを回避するため、申請時点ではテキスト等の装丁等を行わないことを推奨いたします。	
A4	審査にはどれくらい時間が掛かりますか？	認定レベルや試験・研修の内容、同時期に審査を行う件数等によって変動するため、一概にはお示しできません。	
A5	同一の資格制度について、複数の類型で認定を受けることは可能でしょうか？	複数の類型での認定は行いません。例えば、アドバンスト類型で認定を受けた資格制度について、ベーシック類型として別途認定を受けることはできません。	
A6	申請の際、事業計画書及び収支予算書を提出することになっていますが、通常業務上、当該書類を作成する必要が無い場合、どのような書類を求められているのでしょうか？	提出できない書類がある場合は、環境省担当課まで個別にご相談ください。	
A7	申請する資格の試験については、実施した実績がありません。その場合でも申請は可能でしょうか？	申請する試験に限らず、何らかの資格試験等を実施した実績があれば可としています。	
A8	各認定類型に求められる知識等の水準を教えてください。	各認定類型において求められる知識等の水準については「脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドライン」P10をご参照ください。	
A9	「脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドライン」の3.3.1②の要件を満たしているかが分かりません。	判断が難しい場合は、環境省担当課まで個別にご相談ください。	
A10	「脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドライン」の2.2.1③に「（ハ）申請に係る意思の決定を証する書類」と記載がありますが、どのような書類を求められているのでしょうか？	当該書類は、本制度に対する申請意思の証跡を残すものです。書式例として「様式1申請書」を用意しておりますので、ご利用ください。	
A11	ガイドライン2.2.1③（ホ）（ヘ）について、決算期と申請のタイミングの関係等から、該当する時期の書類を作成していない（または作成できない）場合、どのようにしたらよいのでしょうか？	申請時点において入手可能な直近の事業年度の情報をご教示頂ければ結構です。	2023/7/3修正
A12	ガイドライン附則1、経過措置の適用を希望する場合、どのような手続きが必要ですか？	経過措置の適用を希望する過去時点の資格付与試験等 ^(注) について、ガイドラインへの適合性の観点から既存の合格者に対して提供すべき追加学習用コンテンツ（不足している事項の解説は必須とし、自己学習用の小テストを含むことが望ましい）をご検討頂き、過去時点の資格付与試験等の内容と共にご提出ください。追加学習用コンテンツの媒体は問いません（小冊子、webサイト、動画など）が、既存の合格者に対してコンテンツへのアクセス・追加学習を慫慂するための手段（例：受験時に登録された連絡先への通知発出等）についても合わせてお知らせ下さい。追加学習用コンテンツの内容の充分性、追加学習を慫慂するための手段について環境省が確認後、当該資格付与試験等に対する認定を行い、申請者に通知します。 (注) 同一の資格付与試験において過去に累次改訂を行っている場合には、最も古い時点の版を対象としてください。	2023/7/3追記
A13	ガイドライン2.2.1④（ト）について、ベーシック類型で申請する場合には対応が必須でしょうか？	ガイドライン3.4の規定のとおり、ベーシック類型については合格者の知識及び技術の維持向上のための措置は必須ではありません。【様式4】提出書類チェックシートの2.2.1④（ト）については未記入でご提出頂いても問題ありません。	2023/7/3追記
B：認定取得後に関する内容			
B1	認定を受けた場合、どのような情報が公表されるのでしょうか？	本制度に関する特設サイトにおいて、資格・試験名及び資格事業者名を公表いたします。	
B2	認定を受けた場合、認定資格のWEBページ等で公表してもよいのでしょうか？	本制度の認定を受けた場合、認定を受けた日以降に認定レベルの表記を記載することを認めています。表記使用の詳細については「脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドライン」P13をご参照ください。	
B3	認定を受けた後に報告が必要となる事項の詳細を教えてください。	試験等に係る実施状況（受験者数及び属性、合格者数及び属性）を環境省に定期的に報告する必要があります。具体的な報告項目等については、「様式6報告書表紙」及び「様式7報告書」をご確認ください。	
B4	認定を受けた後、更新の手続きなどは必要でしょうか？	認定取得後、2年ごとに更新いただく必要があります。更新にあたっては、認定時と同様に、申請書類一式をご提出いただきます。なお、更新の際、ガイドライン3.4の規定に従い資格保持者の能力等維持のために追加的に作成した資料等がある場合には、合わせてご提出をお願いいたします。また、ガイドライン附則2の規定によりガイドラインの改訂が行われた場合には、必要に応じて認定更新のための内容変更等を求めることがありますので、お含み置きください。	
B5	認定を受けた後、試験内容に変更があった場合、どのような対応が求められますか？	申請した内容に変更があった場合は、遅延なくその旨を届け出る必要があります。届出書は、「様式8変更届」をご利用ください。	
B6	認定を受けた後、資格を休止又は廃止することになった場合、どのような対応が求められますか？	資格を休止又は廃止する場合は、届出書を提出する必要があります。届出は、休止又は廃止しようとする日の1か月前までに行うようお願いいたします。届出書は、「様式9休止・廃止届」をご利用ください。	
B7	認定が取り消されることはありますか？	認定の適格要件に該当しないと認められた場合や、認定取得後の報告を行わなかった場合、又は虚偽の報告により認定を受けたことが判明した場合等には、認定を取り消すことがあります。詳しくは「脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドライン」P6「2.2.6 認定の取り消し」をご参照ください。	